

令和 8 年度

福島市小規模認可保育園

スクルドエンジェル保育園 福島園

重要事項説明書

株式会社 AKS

小規模保育事業

「スクルドエンジェル保育園福島園」重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当事業所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業所の運営主体

事業者の名称	株式会社 AKS
事業者の所在地	福島県二本松市上川崎字宮の脇86番地
事業者の電話番号	090(5351)9192
代表者氏名	茂木 真
定款の目的に定めた事業	保育園の運営

2. 事業の概要

種 別	小規模保育事業A型		
名 称	スクルドエンジェル保育園福島園		
所 在 地	福島市渡利字大久保19番2号		
電 話 番 号 ・ F A X	TEL:024(572)6952 FAX:024(572)6953		
責 任 者 氏 名	嶋原 郁恵		
開 設 年 月 日	平成 29 年 2 月 1 日		
利 用 定 員 (年 齢 別)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児
	5 人	7 人	7 人
取り扱う保育事業	月極保育・延長保育		

3. 施設・設備の概要

敷 地 面 積		218.86 m ²
園 舎	構 造	木造 平屋建て 建築面積 125.21 m ²
	延床面積	123.71 m ²
設備の種類	冷暖房	
屋外遊戯場 (園庭)	屋外遊戯場 1,000 m ² (代替場所 七社宮児童遊園)	

施設設備	部屋数	面積
乳児室	1 室	18.56 m ²
ほふく室	1 室	23.60 m ²
保育室	1 室	18.68 m ²
洗濯コーナー	1 室	4.86 m ²
調理室	1 室	15.22 m ²
玄関	1 室	5.46 m ²
幼児用トイレ	2 室	10.14 m ²
事務室・医療スペース	1 室	6.21 m ²
職員用トイレ	2 室	3.3 m ²
倉庫・収納	各 1 室	5.80 m ² ・1.47 m ²

4. 事業の目的・運営方針

目 的	・児童福祉法・保育所保育指針に基づき、乳幼児及び幼児の保育事業を行うこと ・地域における子育て支援を行うこと
運 営 方 針	少人数保育ならではのよさを活かし、お子様一人ひとりに丁寧に関わりながら成長を見守り、基本的信頼感を大切に育みながら保育にあたります。保護者と職員間の連携を十分に取り、一人ひとりがのびのびと成長できる保育園運営を心掛けています。

5. 職員体制

責 任 者	1 人 (資格：保育士)
保 育 士	8 人 (常勤 3 人、非常勤 5 人)
栄 養 士	2 人 (常勤 人、非常勤 2 人)
調 理 員	0 人 (常勤 人、非常勤 人)
看 護 師	1 人 (常勤 1 人、非常勤 人)

6. 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)

7. 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

(2) 保育時間

	提供日	提供時間
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00
保育短時間認定	月曜日～土曜日	8:00～16:00
延長保育時間	月曜日～土曜日	○保育標準時間 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分 ○保育短時間 朝:午前 7 時 00 分～午前 8 時 00 分 夕:午後 4 時 00 分～午後 7 時 00 分

8. 利用料金

利用料(利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料	
延長保育利用料	1 日単位の延長	月極の延長
	100 円/30 分	1,000 円(18 時～18 時 30 分) 2,000 円(18 時～19 時)
その他	園児帽子(入園時購入)・スポーツ振興センター共済保険保護者負担額(年 1 回)	

9. 支払方法

利用者負担(保育料)について、当事業者は明細を付して当月 25 日までに保護者に請求し、当月 27 日に口座振替とさせていただきます。

延長保育料金は次の月に保育料と一緒に請求となります。

10. 提供する保育・教育の内容

保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行うものとする。

- ・特定教育・保育、第7条に規定する時間において保育を提供する
- ・食事の提供
- ・その他保育の関する行事など

<毎日の保育・教育の流れ>

時 間	内 容
7:00	開園・保育標準時間(11 時間)開始 順次登園
8:00	保育短時間(8 時間)開始・順次登園
9:15	おやつ
9:50	主活動
11:00	給食
12:00	お昼寝(年齢によって前後します)
15:00	目覚め
15:15	おやつ・遊び
16:00	順次降園・保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了・延長保育
19:00	閉園

※お散歩コース…近隣にある七社宮児童遊園、川原、渡利支所さん前広場等

<保育計画(年間)>

	保育計画
0 歳児	安心できる環境の中で、基本的信頼関係を保ち人間関係の基礎を養うとともに、情緒の安定を図る
1 歳児	一人ひとりの生活のリズムを尊重し、情緒の安定を図るとともに、保育士に見守られ、励まされ、身の回りのことをしようしたり、言葉を使うことを楽しむ
2 歳児	保健的で安全な環境の中で、生命の維持と情緒の安定を図るとともに、身の回りの活動を自分でしようとする
その他 (年間行事)	・節句のお祝い・七夕会・水遊び・夏祭り・親子遠足・ハロウィン ・発表会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り・お楽しみ会等

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ひ よ こ 組
1 歳 児	う さ ぎ 組
2 歳 児	ぱ ん だ 組

11. 給食等について

	提 供 内 容			
	おやつ	給 食		おやつ
		主 食	副 食	
0 歳児	○	○	○	○
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・毎日栄養士・調理員による自園調理
- ・献立を作成し、毎月月末に保護者にお知らせします
- ・食育の取り組み
- ・集団給食施設届を福島県保健所に届出いたします
全職員が毎月検便を行っています。

<食物アレルギーへの対応>

当園は、福島市が策定する「危機管理マニュアル」に準じ、スクルドエンジェル保育園福島園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・ 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー。アナフラキシー)、食物アレルギー用給食「実施」申請書を提出が必要です。医師の指示に基づき、除去食を提供します。

<幼児教育・無償化対象児>

食材材料 4,500 円を徴収いたします。

12・用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- | | |
|----------|----------------|
| ・重要事項説明書 | ・利用契約書 2部 |
| ・児童表 | ・アレルギー疾患に関する調査 |
| ・同意書 | ・母子手帳のコピー |
| ・保険証のコピー | ・受給者証のコピー |
| ・送迎者の顔写真 | |

(2) 持参していただくもの ※別紙参照

- | | |
|------------|--------------|
| ・着替え | ・口ふきタオル(3枚) |
| ・おしりふき | ・エプロン(3枚) |
| ・ビニール袋(記名) | |
| ・バスタオル 2枚 | ・紙おむつ 5枚(記名) |

(3) 服装について

- | |
|------------------|
| ・動きやすく、脱ぎきしやすいもの |
| ・ひもやフードがないもの |
| ・サイズがあった、歩きやすい靴 |

(4) その他ご用意いただくもの

季節に応じて必要となる物は、園だより等で連絡いたします。

13. 登園降園について

- ・登園又はお迎えが遅れる場合、欠席する場合は、登降園予定時間までに連絡してください。
- ・園周辺の道路に、路上駐車することのないようにしてください。
- ・登園前に必ず体温や健康状態を確認してください。また普段と様子が違う場合には、登園時に保育士に口頭でお伝えください。
- ・熱が 37.5 度以上ある場合、解熱剤を使用した場合には登園をお控えください。
- ・予防接種を受けてからの登園は控えてください。
- ・感染症にかかった場合は、医師の許可が出てからの登園になります。登園時は『医師の意見書』の提出が必要になります。感染症の種類によって、医師の記入が必要なものと保護者が記入のものがあります。

14. 保育園と保護者との連携について

保育とは保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。

- ・連絡ノート(アプリ)
- ・園だより

15. 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月福島市条例第 35 号)」に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

- | | | |
|----------|-----|-------|
| ・入園時健康診断 | 全園児 | 入園時 |
| ・園児健康診断 | 全園児 | 年 2 回 |
| ・歯科検診 | 全園児 | 年 1 回 |

受診した健診・検診の結果については、結果用紙に記入しお知らせいたします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・体温測定：登園時・午睡明け・発熱時の対応：37.5 度を超えたら保護者に連絡。平熱の高い園児については、平熱より一度上がったら連絡。その他、別紙登園の目安をご覧ください。・園での与薬：基本的には行わないが、やむを得ず与薬が必要がある場合には、今の症状に対し、医師が処方されたものに限り行います。・身体測定：毎月身長・体重を測定し、お知らせします。 |
|--|

16. 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、福島市の策定する「危機管理マニュアル」に準じて、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・園での予防対策：手洗い・うがいの徹底、タオル・コップを共用しません。また、歯ブラシは個別に管理で接触しないよう保管します。・感染症や食中毒等が発生した場合の連絡：即座に園に掲示するとともに、園だより等で伝えます。 |
|--|

17. 障害児保育について

・保護者や主治医、関係機関との連絡を密にし、かつ必要に応じて療育機関等の専門機関から助言を受け適切な対応を行います。

18. 医療的ケアが必要な児童の保育について

・保護者や主治医との連携を密にするとともに、園児の体調に特に留意し、万が一変化があった時は保護者に連絡。また緊急の場合に、園としてどのように対応するかを、入園の際に保護者と協議のうえお預かりします。

19. 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	小関小児科
医 院 長 名	小澤 玲子
所 在 地	福島市万世町5番37号
電 話 番 号	024(522)2908

20. 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	中江デンタルクリニック
医 院 長 名	山口 晴彦
所 在 地	福島市渡利字中江町50-9
電 話 番 号	024(521)2727

21. 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次の通りです。

災害時の避難場所	福島県立福島南高等学校
洪水時の避難場所	渡利学習センター・渡利中学校
一時的な避難場所	渡利支所
園児引き渡しの方法	事前に作成した引き渡しカードに沿って迎えの方を確認の上引き渡します。

22. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当保育園が責任をもって、しかるべき対処を行いますのであらかじめご了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	福島警察署
消防署	福島消防署
嘱託医	小関小児科

23. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立てています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上の避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難訓練	毎月：地震・火災・不審者等に対する訓練 消火訓練は毎月行う
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

24. 賠償責任保険の加入状況

次の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償保険
保険金額	1 名 1 億円 1 事故 5 億円

保険の種類	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 100 万円 入院 日額 1,500 円 通院 日額 800 円

25. 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	職員による保育内容等の自己評価を毎年2回実施し、 保育の向上に努めています
------------------	--

26. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 嶋原 郁恵 電話番号 024(572)6952
相談・苦情解決責任者	氏名 茂木 真 電話番号 090(5351)9192
第三者委員	氏名 尾形 省二（渡利地区第一町会民生委員） 電話番号 024(522)8656

※受付時間：月曜～金曜日 9:00～17:00（土日祝日を除く）

面接、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けています。

27. 連携施設

連携施設の 種類	(1) 集団保育を体験させる機会の確保 (2) 代替保育の提供 (3) 3歳に達したのちの受入れの一定数確保	
施設名称	社会福祉法人おやま福祉会 スプーンこども園	社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所
所在地	福島市御山字下川原 1-1	福島市森合町 8-12
連携協力の 概要	保育の連携・保育内容の相談	

28. 地域の育児支援について

- ・地域の子育て拠点としての機能を積極的に行う
- ・乳児の育児相談、子育て広場としての事業を行う
- ・地域の行事に積極的に参加し、地域に根差した園を目指す

29. その他保護者に説明すべき事項

・投薬について：医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、やむを得ない場合には今の症状に対し、医師が処方したものに限り預かります。

当事業所における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : スクルドエンジェル保育園福島園

所在地 : 福島市渡利字大久保19番2号

説明者職名 : 責任者 氏名 嶋原郁恵

私は、本書面に基づいて「スクルドエンジェル保育園福島園」の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意した上で、貴事業所の利用を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 

児童から見た続柄: